喜多方市 農業委員会だより

第21号
令和5年9月
編集発行
喜多方市
農業委員会
☎ 0241(24)5255

「人・地域・自然への思いやり」を育て 生きる力を育み「なかよく、たくましく生きる」

加納小学校
黒子　学 校長

農業科を通して、子ども達の生きる力を育む

喜多方市立加納小学校は、東に磐梯山、西に飯豊連峰を仰ぎ見ることができる緑豊かな熱塩加納町にあります。全校児童は、48名です。今年度も4名の農業科支援員の皆様や地域の方々に御協力をいただきながら3年生から6年生までが農業科の学習に取り組んでいます。

今年度は、3・4年生が「じゃがいも」「落花生」、5年生が「稲作」、6年生が「稲作」「大豆」栽培を行っています。ちなみに、1・2年生は、生活科で「枝豆」「ミニトマト」「オクラ」「きゅうり」を育てています。今年も作物は、子ども達同様、ぐんぐん育っています。

ここで、昨年度の農業科の活動を紹介します。3・4年生は、「おくやピーナッツ」から講師の方をお呼びして、種の蒔き方や収穫等、栽培の仕方を学びました。実際に育ててみると、落花生の意外な育ち方を知ることができ、植物の成長に高い関心を示していました。収穫した豆は、節分のときに全校生に配りました。喜んでもらえて充実感を味わうことができました。また、じゃがいもは、「夢の森」で販売をしました。自分たちで販売することで、おいしい野菜をつくらなくては、という思いをもちました。販売当日はたくさんの方々に買い物に来ていただいたおかげで、すぐに売り切れました。売上金は瓜生岩子顕彰会に寄付をすることができ、社会に貢献できた、という満足感をもって学習を終えました。5・6年生は、「米でつながる人と自然」というテーマを設定し、種もみ蒔きから収穫、脱穀まで行いました。6年生が5年生をリードしながら、グループで活動し、効率よく作業することができました。7月と10月、2月には、講師の方を招いて、水田の生き物調査を行うことで、水田が水田であり続けることが、他の生き物が生き続けるために必要なのだということを学びました。講師の方や支援員の先生方や、地域の方々には、様々な場面でお世話になりました。その中で学校では体験することのできない交流がありました。収穫したもち米は、餅つきをして鏡もちにしました。米作りを通して、人と自然がつながっていることを実感することができました。

これからも加納小学校は、農業科での体験活動に意欲的に取り組み、「人への思いやり」「地域への思いやり」「自然への思いやり」を育て、生きる力を育み「なかよく、たくましく生きる」児童をめざしてまいります。

地区だより

女性にこそ「マカ」

◎熊倉地区
合同会社 プレモ
小関　稔

先代が１９９０年から始めたマカ栽培。原産はペルーのアンデス山脈の標高が４５００ｍ程ある高地です。ペルーの過酷な環境で育つマカを環境が大きく異なる標高２００ｍの場所で始めたマカ栽培。失敗を繰り返し、それでも諦めずに15年の歳月をかけ、ペルー産マカの栄養価をはるかに上回る世界最高品質の国産マカの栽培に成功しました。そして、これからというとき、先代は道半ばで倒れてしまいました。先代の遺志を継ぎ、喜多方でマカの栽培をしています。マカと聞くと、男性が摂取するイメージが強いと思いますが、近年女性に関するエビデンスが数多くでています。女性ホルモンバランスの調整作用・更年期障害の改善などのエビデンスが蓄積されて、女性を応援する天然ハーブとしての認知が進んでいます。最近、耳にする機会が増えた「フェイムケア」。フェイムケアとは「Feminine（女性）×Care（ケア）」を掛け合わせた用語で、女性の身体や健康をケアする製品・サービスのことです。２０２５年には、世界で約11億人の女性が更年期を迎えるといわれており、フェムケア市場は拡大の一途をたどっています。ほてり、頭痛、憂鬱等、女性ホルモンの減少によっておこる心身の不調を更年期症状といいます。また、女性に多い「冷え性」は、女性ホルモンである「エストロゲン」が不足し血の巡りが悪くなることで起こります。東洋医学では、冷えは「万病のもと」ともいわれ、体が冷えることで心身に様々な不調を引きおこすといわれています。スーパーフードであるマカは、男性だけではなく女性の健康面もサポートしてくれます。

令和５年度先進地視察研修報告

「地区の農地集積を担う田村市新田作コーポレーション」

令和５年６月21日に喜多方市農業委員会京野会長以下33名のメンバーとともに、２０２２年度「豊かなむらづくり顕彰」の農業生産部門で表彰された田村市の農事組合法人「新田作コーポレーション」（以下「コーポレーション」）を訪問し研修を受けました。

コーポレーションは担い手８名で構成され、新田作地区の基盤整備受益者全員で構成される「新田作営農改善組合」より県農業振興公社を通じて利用権設定（転貸）を受ける２階建て方式で事業を行っています。

新田作地区は阿武隈山系の中部に位置する丘陵地帯で、典型的な中山間地帯です。水田は区画面積10ａ未満と狭く、湿田も多く、農道も未整備とかなり圃場条件の悪い状況にありました。そこで基盤整備事業の導入が図られ、平成18年の工事スタートと同時に営農改善組合が組織され、併せて事業要件である農地集積率30％に向けて専業農家８名によりコーポレーションの前身、任意団体新田作生産組合が組織され、その後農事組合法人として法人登記されました。

コーポレーションでは、転作の飼料用米を中心に生産しています。転作については、地区内の面積を一元化してコーポレーションが引き受けています。その他に営農改善組合の委託を受けた農作業道の草刈り作業、地区内の用水路・排水路・堰の保守管理作業などを実施しています。このような事業により、地区内の農地集積は現在８割程度に達しています。

コーポレーションとしては、今後も継続して農地の集積や作業受託を進めるとともに地区内の農地環境の保全や地域農業振興の一助となるよう努力していきたいということです。ただし、現状では経費が高く経営はかなり苦しく、組織を継続する上で重要な後継者もゼロという厳しい状況にありますが、地域の荒れる状況を見過ごせないＩターン者や定年帰農者を受け入れて事業継続を模索しています。

（和田　典久　推進委員）

農地パトロール（遊休農地・荒廃農地）の実施

農業委員会では農地法第30条の規定に基づき、毎年8月に市内全域の農地を対象に農地パトロール（農地利用状況調査）を実施し、遊休農地の発生防止・解消や農地の違反転用の防止に取り組んでいます。

○遊休農地の発生防止と解消

農業委員会では、地域の農地利用の確認とともに、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の防止を目的に、毎年八月を農地パトロール強化月間に設定し、市内全域の農地を対象に農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。

調査は、農業委員・農地利用最適化推進委員および事務局職員により、耕作の状況などを見て農地が適切に管理されているかを確認します。

また、農地パトロールの調査結果を基に、遊休農地等の所有者に対し「利用意向調査」を行います。

遊休農地

現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地

【利用意向調査】の内容
耕作されていない「遊休農地」の所有者（経営者）の方へ、今後の利用意向について伺います。
（次の①～④の中から選択）

①農地中間管理事業（農地バンク）を利用する。
農業委員会が農地中間管理機構（福島県農業振興公社）へ通知し、農地中間管理機構が対象農地の借受について所有者と協議し決定します。

②誰かに貸し付ける
貸付先が具体的に決まっており、今後、新たな耕作者（法人等）に貸し付ける。

③自ら耕作する

④その他（上記①から③以外の場合は、具体的な内容を記載してください）

○荒廃農地の非農地化

農業委員会では、農地が山林の様相を呈するなど再生利用が困難と見込まれる荒廃農地を非農地として判断し、農地台帳から除外する取り組みを次の通り行います。

①農地パトロールの結果を基に、荒廃農地の再度の現地調査
②荒廃農地と確認した場合、所有者への意向確認
③農業委員会総会にて非農地判断、所有者への通知
④法務局への登記簿登録事項修正申出、地目変更
⑤地目変更登記の完了、法務局から所有者への通知

荒廃農地

既に森林の様相を呈しており、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地

【現況確認証明申請】により非農地化した農地の登記地目を変更する場合
長年耕作されず山林化した農地の登記地目を「田・畑」から「山林・原野」に変更しようとする場合、次の書類を整えて申請し、農業委員会総会の決定を経て「土地地目変更登記」を行うことができます。

①現況確認証明申請書（農業委員会事務局に備えてあります）
②案内図（当該農地の場所が確認できるもの）
③登記全部事項証明（登記簿謄本）
④現況写真（当該農地の現況が確認できるもの）
⑤公図の写し
⑥非農地化した経過を示す根拠資料

相続土地国庫帰属法

（令和5年4月27日施行）

土地利用ニーズの低下等により土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加していることや、相続を契機として、土地を望まずに取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いていることなどを背景に、**「相続により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度」**が創設されました。

① 土地の要件　通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は対象外

（例）・建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地
・土壌汚染や埋設物がある土地　・危険な崖がある土地
・権利関係に争いがある土地　・担保権等が設定されている土地　など

② 負担金 等　土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費用相当額の負担金の納付が必要（その他、審査手数料として一筆14,000円の納付が必要）

一部の市街地の**宅地**	農用地区域等の**田・畑**	**森　林**
面積に応じて算定（注１） （例）100㎡：約55万円 200㎡：約80万円	面積に応じて算定（注１） （例）500㎡：約 72万円 1000㎡：約110万円	面積に応じて算定（注１） （例）1500㎡：約27万円 3000㎡：約30万円

注１：面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて1㎡当たりの負担金額は低くなる。

③ 手続イメージ

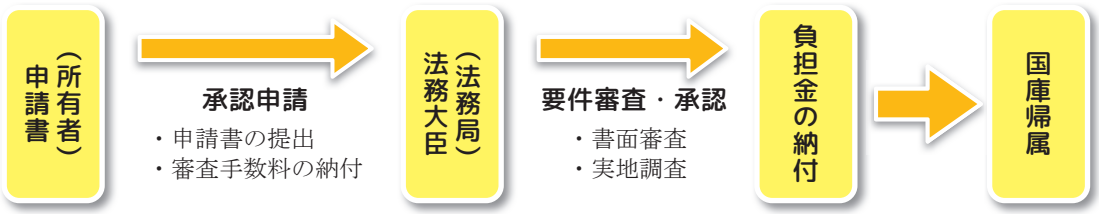

※　問合せ先　⇒　福島地方法務局（本局）不動産登記部門　℡ 024-534-1111

購読しませんか？　全国農業新聞

「全国農業新聞」

農業に関する情報や地域の話題が満載です。
経営と暮らしに役立つ情報をお伝えします。

- 発　行／毎週金曜日
- 購読料／月額７００円
- 申込み／農業委員、推進委員または農業委員会事務局

農業者のための農業者年金制度

現行の「農業者年金」は、自らが積み立てた保険料等（年金給付原資）により将来受け取る年金額が確定する安心の年金制度です。

加入要件は以下の３項目（全てに該当）

① 60歳未満であること（国年任意加入は可）
② 国民年金第１号被保険者であること
（国民年金保険料免除者は除く）
③ 年間60日以上、農業に従事していること
（農業委員会事務局 ☎0241-24-5255）

編　集　後　記

今任期最終となる第21号をお届けします。

私たちは編集委員を３年間勤めさせて頂き、通算６号を発行させて頂きました。

編集に当たっては、本市の農業振興に積極的に取り組んでおられる方々を取材させていただきながら、地域に密着した情報や話題を掲載するよう努めてまいりました。

これまで、取材に際しご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。有難うございました。

現在、各地域における将来の農地の有効利用に向けて、地域計画と目標地図素案の作成が本格化しておりますが、今後もより一層充実した誌面作りに努めてまいりますので、引き続きご愛読くださいますようお願いいたします。

（高野　進）

委員長	副委員長	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員
高野	生江	和田	花積	小関	渡部	遠藤	二瓶	遠藤	石川	
進	弘康	典久	榮司	稔	盛和	諭	崇	進	高	